



安全データシート (SDS)

1. 化学品及び会社情報

昭和化学株式会社
東京都中央区日本橋本町4-3-8
担当

TEL(03)3270-2701
FAX(03)3270-2720
緊急連絡 同上
改訂日 2024/04/02
SDS整理番号 01332250

製品等のコード : 0133-2250

製品等の名称 : クロム酸アンモニウム

推奨用途 : 試薬

参考：その他の用途(当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)
感光剤原料、触媒、革なめし、顔料原料、染色助剤、酸化剤 など

使用上の制限 : 推奨用途以外の用途へ使用する場合は化学物質専門家等の判断を仰ぐこと



2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

可燃性固体 : 区分に該当しない
自然発火性固体 : 区分に該当しない
自己発熱性化学品 : 区分に該当しない
水反応可燃性化学品 : 区分に該当しない

健康に対する有害性

皮膚腐食性/刺激性 : 区分1
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 区分1
呼吸器感受性 : 区分1
皮膚感受性 : 区分1
発がん性 : 区分1A

注意喚起語 : 危険

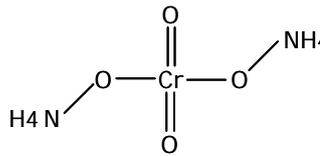
危険有害性情報

重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
重篤な眼の損傷
吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
発がんのおそれ

注意書き

【安全対策】
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
粉じん、ミスト、蒸気などを吸入しないこと。
取扱い後は、よく手を洗うこと。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面、呼吸用保護具を着用すること。

【応急措置】
飲み込んだ場合：口をすすぐこと。直ちに医師に連絡すること。
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。



皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。直ちに医師に連絡すること。
 眼に入った場合: 水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。
 ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師の診察、手当を受けること。
 皮膚刺激又は発疹が生じた場合: 医師の診察、手当を受けること。
 呼吸に関する症状が出た場合: 医師に連絡すること。
 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。

【保管】

日光を避け、容器を密閉し冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務を委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「区分に該当しない(分類対象外も該当)」又は「分類できない」である。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	: 化学物質
化学名	: クロム酸アンモニウム (別名) クロム酸ジアンモニウム (英名) Ammonium chromate (EC名称)、 Chromic acid diammonium salt、 Chromic acid (H ₂ CrO ₄), ammonium salt (1:2) (TSCA名称)
成分及び含有量	: クロム酸アンモニウム、 95.0%以上 クロム(Cr)含量 = 95.0 × 51.9961/152.07 = 32.4% 「六価クロム化合物」に該当する。
化学式及び構造式	: (NH ₄) ₂ CrO ₄ 、CrH ₈ N ₂ O ₄ 、構造式は上図参照(1ページ目)。
分子量	: 152.07
官報公示整理番号	化審法 : (1)-1117 安衛法 : 公表化学物質(化審法番号を準用)
CAS No.	: 7788-98-9
EC No.	: 232-138-4
韓国(有害化学物質管理法)	: 取扱制限物質 KE-01650「Ammonium chromate」
危険有害成分	: クロム酸アンモニウム

4. 応急処置

吸入した場合	: 直ちに、被災者を新鮮な空気のある場所に移す。 被災者を毛布等でおおって体を保温し、呼吸しやすい姿勢で安静にする。 呼吸に関する症状が出た時は、医師に連絡する。 気分が悪い時は、医師の治療を受ける。
皮膚に付着した場合	: 直ちに医師に連絡する。 直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。 速やかに、皮膚を多量の水と石鹸で洗う。 洗浄開始が遅れたり、洗浄不十分の場合は、皮膚障害のおそれがある。 直ちに、医師の治療を受ける。 皮膚刺激又は発疹が生じた時は医師の手当を受ける。 汚染された作業衣は作業場から出さない。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。
目に入った場合	: 直ちに医師に連絡する。 直ちに、水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水で洗浄すると、かえって目に障害を起こすことがあるので注意する。 まぶたを親指と人さし指で上げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。 次に、コンタクトレンズを着用していて固着していなければ除去し、洗浄を続ける。 眼の洗浄が遅れたり、不十分の場合は、眼の障害のおそれがある。 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。
飲み込んだ場合	: 直ちに医師に連絡する。 口をすすぎ、うがいをする。無理に吐かせてはいけない。 吐かせると再びのどや食道を通り二重に刺激・損傷を受けることになる。 直ちに、コップ数杯の牛乳や卵を飲ませて毒性を希釈する。 牛乳、卵がない時は、コップ数杯の水を飲ませ、体内で毒性を薄める。 嘔吐が自然に生じた時は、気管への吸入が起きないように身体を傾斜させる。 嘔吐後、再び水を飲ませる。 意識がない時は、何も与えない。 気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。

予想される急性症状及び遅発性症状: 情報なし

医師に対する特別注意事項: 本物質により喘息の症状を示した者は、以後、本物質に接触しない

こと。ばく露の程度によっては、定期検診を勧める。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : この製品自体は燃焼しない。
消火剤の限定はない。
周辺火災の種類に応じた消火剤を用いる。
粉末消火剤、二酸化炭素、泡消火剤、散水
- 使ってはならない消火剤 : 棒状注水（本品があふれ出し、生物に対する有害性や環境汚染を引き起こすおそれがある。）
- 特有の危険有害性 : 火災中に刺激性又は毒性のガス、ヒュームを発生する可能性がある。
- 特有の消火方法 : 危険でなければ火災区域から容器を移動する。
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
- 消火を行う者の保護 : 有毒ガス等の接触を避けるため、消火作業の際は風上から行い、
空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。
漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。
風上から作業し、粉じん、蒸気、ガスなどを吸入しない。
粉じんなどが飛散する場合は、水噴霧し飛散を抑える。
密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
- 環境に対する注意事項 : 河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。
- 回収、中和 : 漏洩物を掃き集めて空容器に回収し、後で産業廃棄物として適正に処分
廃棄する。
漏洩物が飛散する場合は、水を散布し湿らしてから回収する。
漏洩場所の後処理として、還元剤（硫酸第一鉄等）の水溶液を散布し、
ソーダ灰などのアルカリ溶液で中和し、多量の水で洗い流す。
発火することがあるので、漏洩物をおがく、紙、その他の可燃性物質
に吸収させてはいけない。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材 : 危険でなければ漏れを止める。
- 二次災害の防止策 : 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱いおよび保管上の注意

- 取扱い
- 技術的対策 : 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。
粉じん、ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。
粉じんの堆積を防止する。
- 局所排気・全体換気 : 作業場には囲い式フードの局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を
設置する。
- 安全取扱い注意事項 : すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの
取扱いをしてはならない。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
取扱い後はよく手を洗う。
- 接触回避 : 湿気、水、高温体との接触を避ける。
- 保管
- 技術的対策 : 保管場所は耐火構造とし、出入口は施錠する。
保管場所は、採光と換気装置を設置する。
- 保管条件 : 日光や高温多湿を避けて保管する。
乾燥した場所に保管する。
容器を密閉して冷暗所に保管する。
一定の場所を定めて、施錠して保管する。
貯蔵する所には、白地に赤枠、赤文字で「医薬用外劇物」の表示を行う。
酸化性を有するので、可燃性物質と離して保管する。
熱から離して保管する。
還元性物質と離して保管する。
混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。
- 混触危険物質 : 還元性物質、可燃性物質
- 容器包装材料 : ガラス、ポリプロピレン、ポリエチレンなど

8. ばく露防止及び保護措置

- 管理濃度 : 0.05mg/m3（六価クロムとして）
- 許容濃度（ばく露限界値、生物学的ばく露指標）:

日本産衛学会 ACGIH	0.05mg/m ³ (クロムとして、六価クロム化合物) TLV-TWA 0.05mg/m ³ (六価クロムとして)
設備対策	: この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。 作業場には囲い式フードの局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設置する。
保護具	
呼吸器の保護具	: 呼吸器保護具(防じんマスク)を着用する。
手の保護具	: 保護手袋(塩化ビニル製、ニトリル製など)を着用する。
眼の保護具	: 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)を着用する。
皮膚及び身体の保護具	: 長袖作業衣を着用する。 必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。
衛生対策	: この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。 取扱い後はよく手を洗う。 作業衣を家に持ち帰ってはならない。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	
性状	: 結晶又は結晶性粉末
色	: 黄色
臭い	: 無臭
pH	: データなし
融点	: 分解(150)
凝固点	: データなし
沸点	: 分解
引火点	: データなし
可燃性	: 不燃性
爆発範囲	: データなし
蒸気圧	: データなし
相対ガス密度(空気 = 1)	: データなし
密度又は相対密度	: 1.92 g/cm ³
比重	: データなし
溶解度	: 水に溶けやすい(28.8g/100mL)。 エタノールにやや溶ける。
オクタノール/水分係数	: データなし
発火点	: データなし
分解温度	: 150
粘度	: データなし
動粘度	: データなし
粒子特性	: データなし

GHS分類

可燃性固体	: 本品は不燃性であることから、区分に該当しないとした。
自然発火性固体	: 本品は不燃性であることから、区分に該当しないとした。
自己発熱性化学品	: 本品は不燃性であることから、区分に該当しないとした。
水反応可燃性化学品	: 水溶解度は28.8g/100mLであり、水に対して安定である(水との混触で可燃性ガスの発生がない)と考えられるので、区分に該当しないとした。

10. 安定性及び反応性

安定性(反応性・化学的安定性)	: 通常取扱条件において安定である。
危険有害反応可能性	: 酸化性を有するので、可燃性物質、還元剤と反応し、発火又は爆発することがある。
避けるべき条件	: 高熱、日光、湿気
混触危険物質	: 可燃性物質、還元剤
危険有害な分解生成物	: 燃焼の際は、有毒な窒素酸化物、クロム酸化物を放出する。

11. 有害性情報

急性毒性	: 経口 分類できない。 経皮 分類できない。 吸入(蒸気) 分類できない。 吸入(粉じん) 分類できない。
皮膚腐食性/刺激性	: 本物質を特定した報告ではないが、ACGIH (7th, 2001)、ATSDR (2000)、CERIハザードデータ集97-18 (1998)、EHC 61 (1988)、EU-RAR No.53 (2005)のヒトへの健康影響の記述にて「chrome ulcers」「skin ulcers (chrome holes)」等の症状がみられている

	<p>ことから、皮膚に対して腐食性があると考え、区分1と分類した。 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷（区分1） 刺激性：本物質を特定した報告ではないが、EU-RAR No.53 (2005)のヒトへの健康影響にて「水溶性Cr()化合物の偶然による眼暴露にて、角膜と結膜の炎症、よりひどいケースでは、角膜浸食と潰瘍化が報告された。」との情報あったことから、眼に対して腐食性があると考え、区分1と分類した。 重篤な眼の損傷（区分1）</p>
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	<p>：既存分類情報に基づくと、日本職業・環境アレルギー学会特設委員会はクロムを呼吸器感作性がある物質、日本産業衛生学会はクロム(注)を気道感作性物質「第2群」に分類している。これらの既存分類は本物質を明示していないものの、クロム化合物をも含むと考えられる。したがって、クロム化合物である本物質も呼吸器感作性を有すると考えられ、区分1とした。</p>
呼吸器感作性	<p>：吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすおそれ（区分1）</p>
皮膚感作性	<p>：DFGOT vol.15 (2001)の職業暴露報告でクロム酸亜鉛を用いた作業にて、「接触皮膚炎になった(皮膚感作性あり)」という記述から、皮膚感作性を有すると考えられ、区分1とした。 尚、既存分類情報に基づくと、日本職業・環境アレルギー学会特設委員会はクロムを皮膚感作性がある物質、日本産業衛生学会はクロム(注)を皮膚感作性物質「第1群」に分類している。これらの既存分類は本物質を明示していないものの、クロム化合物をも含むと考えられる。したがって、既存分類からクロム化合物である本物質も皮膚感作性を有すると、考えられる。 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ（区分1） (注)「当該物質自体ないしその化合物を示すが、感作性に関与するすべての物質が同定されているわけではない。」という但し書きがある。」</p>
生殖細胞変異原性 発がん性	<p>：分類できない。 : NTP (2005)でK (Chromium hexavalent (VI) compounds として)、ACGIH(2001)でA1、IARC (1990)でGroup 1 (Chromium (VI)として)、日本産業衛生学会で1 (クロム化合物 (6価)として)に分類されていることから、区分1Aとした。 発がんのおそれ(区分1A)</p>
生殖毒性 特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	<p>：分類できない。 なお、6価クロム化合物の急性毒性として、「咳、緑黄色痰、呼吸困難、肺うっ血症状、緑黄色粘液嘔吐、腹痛、下痢、悪心、嘔吐、肝臓障害、腎臓障害」(CERIハザードデータ集 97-18 (1998))がみられたとの報告がある。</p>
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	<p>：分類できない。 なお、6価クロムの慢性毒性として、「鼻粘膜、咽喉頭の炎症や潰瘍、鼻中隔穿孔」(CERIハザードデータ集 97-18 (1998))がみられたとの報告がある。</p>
誤えん有害性	<p>：分類できない。</p>

12. 環境影響情報

生態毒性	
水生環境有害性 短期(急性)	： 分類できない。
水生環境有害性 長期(慢性)	： 分類できない。
残留性・分解性	： データなし
生物蓄積性	： データなし
土壤中の移動性	： データなし
オゾン層への有害性	： 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	<p>： 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。 都道府県知事などの許可（収集運搬業許可、処分業許可）を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付して廃棄物処理を委託する。 廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。 本品は、特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、</p>
-------	---

そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。
 (参考) 沈殿分離法
 希硫酸に溶解し、クロム酸を遊離させる。さらに、過剰の還元剤水溶液 (硫酸第一鉄等) を添加して還元させた後、ソーダ灰等を加えて、水酸化クロムを沈殿させる。これをろ過分取し、溶出試験を行い、溶出量が基準以下であることを確認して埋立て処分する。
 (注) 還元する時は、pHを3.0以下とし、十分に時間 (15分以上) をかける。また、コンクリートで固化してはいけない (pH8.5を越えると、水酸化クロムが溶け出し、その一部が六価クロムに戻るため)。
 汚染容器及び包装 : 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。
 空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号 : 140

国際規則
 国連番号 : 1479
 国連品名 : その他の酸化性物質 (固体) [OXIDIZING SOLID, N.O.S.] (Ammonium chromate)
 国連分類 : クラス5.1 (酸化性物質類・酸化性物質)
 容器等級 : II
 海洋汚染物質 : 非該当

国内規制

陸上規制情報 (毒劇法、道路法の規定に従う)
 海上規制情報 (船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う)

国連番号 : 1479
 品名 : その他の酸化性物質 (固体)
 クラス : 5.1
 副次危険 : -
 容器等級 : II
 海洋汚染物質 : 非該当
 MARPOL73/78付属書II及びIBCコードによるばら積み輸送の有害液体物質の汚染分類 : 非該当

少量危険物許容量 : 1kg
 航空規制情報 (航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う)

国連番号 : 1479
 品名 : その他の酸化性物質 (固体)
 クラス : 5.1
 副次危険 : -
 容器等級 : II
 少量輸送許容量 : 2.5kg
 特別の安全対策 : 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載する。危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報する。車輛等による運搬の際にはイエローカードを運搬人に保持させる。輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。食品や飼料と一緒に輸送してはならない。重量物を上積みしない。

15. 適用法令

労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (政令番号 第142号「クロム酸塩」、対象重量%は 0.1)
 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (政令番号 第142号「クロム及びその化合物」、対象重量%は 0.1) (別表第9)
 特定化学物質等 第2類物質、管理第2類物質、特別管理物質「クロム酸及びその塩」 (特定化学物質等障害予防規則第2条第1項第2, 5号)

	作業環境評価基準 皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の 使用義務物質 ・特化則等の特別規則「クロム酸及びその塩、対象重量%は 1」 (安衛則第594条の2)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	：・種 別「特定第1種指定化学物質」 ・政令番号「1-112」〔ただし、R5年3月31日まで「1-88」〕 ・管理番号「88」 ・物質名称「六価クロム化合物」
消防法	：非該当
毒物及び劇物取締法	：劇物「クロム酸塩類」(指定令第26号)、包装等級
船舶安全法	：酸化性物質
航空法	：酸化性物質
海洋汚染防止法	：非該当
水質汚濁防止法	：有害物質(施行令第2条第5号) 「六価クロム化合物」 〔排水基準〕0.2mg/L (Cr(VI)) (令和6年4月1日から) 「アンモニウム化合物」 〔排水基準〕100mg/L (アンモニア性窒素×0.4、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素の合計量)
土壌汚染対策法	：第2種特定有害物質(政令第1条第2号) 「六価クロム化合物」 溶出量基準値；0.05mg/L(Cr(VI)) 含有量基準値；250mg/kg(Cr(VI))
大気汚染防止法	：有害大気汚染物質/優先取組(中環審第9次答申の49) 「クロム及びその化合物」
輸出貿易管理令	：キャッチオール規制(別表第1の16項) HSコード：2841.50 第28類 無機化学品 ・輸出統計番号(2024年1月版)：2841.50-000 「オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩 - その他のクロム酸塩及びニクロム酸塩並びにペルオキソクロム酸塩」 ・輸入統計番号(2024年4月1日版)：2841.50-000 「オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩 - その他のクロム酸塩及びニクロム酸塩並びにペルオキソクロム酸塩」

16. その他の情報

(注) 本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

取扱注意事項：

本製品の取扱いは毒物劇物取締法の規定に従い、購入、保管、使用及び廃棄には細心の注意を払うこと。毒物劇物取扱等の責任者は、必要に応じ取扱う者に対し労働安全衛生、漏洩防止、緊急時の対応、環境影響、使用記録、保管庫施設、紛失盗難防止などについて教育、訓練を実施し、事故の予防に努めること。

参考文献：

化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ	化学工業日報社
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ	化学工業日報社(2007)
化学物質の危険・有害便覧	中央労働災害防止協会編
化学大辞典	共同出版
安衛法化学物質	化学工業日報社
産業中毒便覧(増補版)	医歯薬出版
化学物質安全性データブック	オーム社
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)	三共出版
化学物質の危険・有害性便覧	労働省安全衛生部監修
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances	NIOSH CD-ROM
GHS分類結果データベース	nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP
GHSモデルMSDS情報	中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2019に準じて作成しています。